

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ⇩ 建設業の収益計上基準

**Q** : 工事契約に関する会計基準が見直されていると聞きましたが、税務ではどうなっているのですか？

**A** : 工事完成基準が原則ですが、一定の長期大規模工事については工事進行基準によらなければなりません。

### 【解説】

請負による収益は、目的物を施主に引き渡した日、又は役務の全部が完了した日の事業年度の益金の額に算入することを原則としています。これを工事完成基準といいます。

しかし、工事の期間が長期にわたる請負については、この工事完成基準によると、相当期間を必要とする工事期間中は工事利益が計上されないという不合理が生じることから、一定の工事については、工事の進行程度に応じて利益計上していく工事進行基準というものも認められています。

ただし、工事のうち次のすべてを満たす長期大規模工事については、工事進行基準しか認められず、工事完成基準は認められないこととなっていますので注意してください。

- ① 工事期間が2年以上の工事
- ② 請負金額が50億円以上の工事
- ③ 請負金額の半額以上が、目的物の引渡期日の1年経過後に支払われる契約でない工事

なお、一定の要件を満たす工事については、延払基準によって収益を計上することも認められています。

